明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定（六）　二
〔告　示〕
○航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の効力発生に関する件（外務三五一）　二
○航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定に関する書簡の交換に関する件（同三五二）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、輸出入・港湾関連情報処理センター随意契約、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八
会社その他
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定（条約第六号）（外務省）

この協定は、各締約者がそれぞれ他方の締約者の指定航空企業に対し特定路線における航空業務を運営する権利を与えることを規定したものであって、その概要は、次のとおりである。

1　協定に使用する用語の定義（第一条関係）
2　国際民間航空条約の規定に従った行動（第二条関係）
3　業務開設の権利の相互許与（第三条関係）
4　業務開始のための手続及び条件（第四条関係）
5　指定航空企業等が享有する特権（第五条関係）
6　空港その他の施設の使用料に関する最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇（第六条関係）
7　指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等についての関税等の免除（第七条関係）
8　特定の場合における指定航空企業の特権の取消し又はその行使の停止若しくは制限（第八条関係）
9　両締約者の指定航空企業の協定業務の運営に関する機会均等の原則（第九条関係）
10　両締約者の指定航空企業の協定業務の運営に当たっての他方の締約者の指定航空企業の利益の考慮（第一〇条関係）
11　指定航空企業が提供する輸送力を決定するに当たっての基本的原則（第一一条関係）
12　運賃確定に当たっての原則及び手続（第一二条関係）
13　一方の締約者の航空当局による当該一方の締約者の指定航空企業に関する情報及び統計の他方の締約者の航空当局への提供（第一三条関係）
14　民間航空の保安のための措置（第一四条関係）
15　航空機の運航の安全を確保するための措置（第一五条関係）
16　協定実施に関する航空当局間の協議（第一六条関係）
17　協定の解釈又は適用に関する紛争の解決手続（第一七条関係）
18　協定及び付表の改正（第一八条関係）
19　協定の終了（第一九条関係）
20　協定の登録（第二〇条関係）
21　協定の発効要件（第二一条関係）
22　両締約者の指定航空企業が運営することができる路線（付表関係）

をそれぞれ具体的に定めている。